

発注情報詳細等

件名 令和4年度 会計年度任用職員健康診断

(令和3年12月17日公表分)

横浜市教育委員会事務局教職員人事部
教職員労務課

発注情報詳細等 目次

令和４年度 会計年度任用職員健康診断の入札について	・ ・ ・ ・ ・ 1
発注情報詳細	・ ・ ・ ・ ・ 2
設計書・仕様書等	・ ・ ・ ・ ・ 3
質問書	・ ・ ・ ・ ・ 4 7
公募型指名競争入札参加意向申出書	・ ・ ・ ・ ・ 4 8
入札書	・ ・ ・ ・ ・ 4 9

令和4年度 会計年度任用職員健康診断の入札について

横浜市教育委員会事務局
教職員人事部教職員労務課

1 競争入札に付する事項

別添設計図書のとおり

2 設計図書《仕様書》に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、
令和3年12月24日（金）午後5時00分（必着）までに、別紙「質問書」様式に
準じて質問項目を教職員労務課に持参又は書留郵便もしくは電子メールで提出して
ください。（ただし、持参以外は提出した旨を電話で連絡してください。）

(2) 質問書の提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市教育委員会事務局教職員労務課 坂本
電子メールアドレス ky-koseicyosa@city.yokohama.jp

(3) 回答

令和4年1月7日（金）までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法に
よる回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てるこ
とはできません。

3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 入札当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加
できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再
交付できませんので、取扱いに注意してください。

(3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行いま
す。

(4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札をおこないますので、入
札書は二枚用意してください。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札
者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場
合に随意契約を行うこととします。

4 契約手続きに関する問合せ先

教職員労務課 厚生係 坂本 電話 045(671)3251

発注情報詳細

入札方法		入札書の持参による	
件名		令和4年度 会計年度任用職員健康診断	
納入／履行場所		委託先健診会場	
納入／履行期間等		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
入札参加資格	営業種目	345 事務・業務の委託 E健康診断	
	所在地区分	市内・準市内・市外	
	その他	① 上記の営業種目について、第2位までに登録を認められている者であること。 ② 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市契約規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有するものであること。 ③ 入札参加意向申出締切日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 ④ 当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を有するものであること又は当該業務の履行が可能であること。 ⑤ 健診機関が横浜市内にあること	
提出書類		公募型指名競争入札参加意向申出書	
設計図書		3ページ以降	
入札参加申込締切日時		令和4年1月14日（金）午後5時00分（必着）持参または郵送による（提出先は下記参照。郵送の場合は電話連絡をしてください。）	
指名・非指名通知日		令和4年1月19日（水）	
質疑締切日時		令和3年12月24日（金） 午後5時00分	回答期限日時 令和4年1月7日（金） 午後5時00分
入札及び開札日時		令和4年1月24日（月）午後4時15分	
入札及び開札場所		横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜役所14階 共用会議室14-N03	
支払い条件		前金払	しない 部分払 12回以内
注意事項		この契約は、令和4年度横浜市各会計予算が令和4年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。	
発注担当課及び契約事務担当課		横浜市教育委員会事務局 教職員労務課 電話 045-671-3251 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（14階）担当：厚生係 坂本	

令和4年度 一般会計歳出 第15款1項2目 事務局費 第12節(1)

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	教職員労務課厚生係 坂本 電話 671-3251
----------	---------	-----	-----------------------------

設 計 書

1 委 託 名	令和4年度 会計年度任用職員健康診断
2 履 行 場 所	委託先健診会場
3 履 行 期 限 又 は 期 限	☒ 期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで ☐ 期限 令和 年 月 日 まで
4 契 約 区 分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約
5 か し 担 保	☐ 設計関係図書又は仕様書記載のとおり ☒ 不要
6 そ の 他 特 約 事 項	
7 現 場 説 明	☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分 場所)
8 委 託 概 要	別紙仕様書のとおり

9 部 分 払

■ す る (12回以内)

□ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額
健診業務	4月～3月	(12)	回	内訳書の通り	

委託代金額

(￥ - .-)

内 訳 業務価格

(￥ - .-)

消費税

(￥ - .-)

《内訳》

名 称	品質・形状・寸法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
会計年度任用職員健康診断					
	A	(2,300)	人		)
	B	(350)	人		)
	C	(2,650)	人		)
胃検診	デジタル又は直接撮影	(800)	人		)
胸部精密検査					
	診察	(63)	人		)
	胸部X線直接撮影	(6)	人		)
	胸部CTスキャン検査	(63)	人		)
事務管理費		(12)	回		)
小 計					)
消費税					)
合 計					)

仕様書

1 件名

令和4年度 会計年度任用職員健康診断実施委託
(健康診断については、以下、「健診」とします。)

2 実施場所

横浜市内に所在する健診機関の施設において健診を実施します。

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

4 健診対象者

横浜市内立学校に勤務する、会計年度任用職員のうち、教育委員会事務局が受診を指示した者。

5 健診種別及び対象勤務時間数

健診種別（健診区分）		対象年齢（令和4年4月1日現在年齢）
A	週20時間以内で勤務する会計年度任用職員	全年齢
B	週20時間を超えて勤務する会計年度任用職員	34歳以下、36歳～38歳
C		35歳、39歳以上

6 健診種別と検査項目

「令和4年度 会計年度任用職員健康診断の内容」（別紙1）のとおり

7 受付時間

午前の場合は、9時から11時、午後の場合は、13時から15時とします。

8 健診実施の流れ

(1) 健診の申込み

受診者本人、または学校から健診機関に電話、FAX、またはWEBで申し込みます。

(2) 受診日時の調整

健診機関では、申込に基づき受診日時の割り振りを行い、本人、または学校に電話、FAX、またはEメールで通知します。健診機関において、受診日時の割り振りを行う際は、以下の点に留意します。

ア 希望日時のうちから、受診日を設定します。

イ 受診日は、土曜日・日曜日・祝日を除いて割り振ります。

なお、希望日で対応が不可能な場合は、健診機関と学校で直接、日程の調整を行います。

ウ 学校あてにFAXで日程を通知する場合は、受診者の性別及び生年月日をマスキングします。

エ 学校あてにFAXで日程を通知する場合は、（別紙4）「健康診断受診にあたっての注意事項」を一緒に送信します。

(3) 受診日時の変更・キャンセルの対応

受診日時の変更やキャンセルは、本人、または学校から健診機関に連絡します。変更の申し出があった場合は改めて受診日時を設定し、本人、または学校に通知します。

(4) 健診実施

- ア 受診日当日は、健診機関の健診の流れに従い、本人を誘導します。
- イ 「健康診断問診票」(別紙2)は結果報告の際に電子化したデータを必要とするため、健診機関で加工した任意の様式を使用しても構いません。
- ウ メールや電話で受診日程を通知した場合は、健診日当日、受付時等に(別紙4)「健康診断受診にあたっての注意事項」を本人に渡します。
- エ 健診機関は、診察、エックス線撮影時等のプライバシー確保に十分留意して行います。また、必要に応じて更衣の案内をします。その際、薄着で待機させる場合は、待合室等を男女別に用意しガウン等の上着を貸与するなどの対応をします。これらの対応が困難な場合は、受診日を通知する際に各自で上着等の持参が必要である旨を案内します。また、ガウンや検査着(健診衣)が準備できない場合についてもその旨を案内します。
- オ 胸部エックス線撮影に関する取扱
胸部エックス線撮影が法定項目であることを説明した上で、胸部エックス線撮影を行わない旨本人から申し出があった場合、その理由(※次の5つの分類)を口頭で確認の上記録し、教育委員会事務局に後日報告します(様式2)。
※ (ア) 妊娠中
(イ) 妊娠の可能性がある場合
(ウ) すでに他の医療機関等で受けた
(エ) これから他の医療機関等で受ける予定
(ウ、エはいずれも当該年度内に受け、結果を報告できるもの)
(オ) その他(この場合は、理由を報告書に記載します)。
なお、理由を聴取する際に上記分類を文書で示して本人に選択させません。
- カ 健診機関は、医療事故等のないよう受診者の安全に十分留意しなければなりません。
- キ 健診機関は、本件業務を履行するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。
- ク 健診機関は、検査結果の誤記入や各検査の未実施、過実施等が発生しないよう健診システムを採用するなど、円滑に健診業務を行えるよう配慮することとします。
- ケ その他、健診の実施に必要な事項については、教育委員会事務局と協議し、その指示に従います。

(5) 健診結果

- ア 健診結果の判定は、横浜市教育委員会健康診断判定基準値表(別紙3)に基づき、一次・二次検査結果の個別検査項目判定を項目ごとに5区分の臓器別結果判定を行います。さらに、総合判定を5区分で行います(いずれも5区分は、A・B・C・D・E)。
健診結果は職員の健康管理に影響を及ぼすため、誤判定や結果出力漏れ等のないよう厳重に行うこととします。
- イ 健診結果の送付先となる所属は、申込者の申し出によります。所属とは、学校または教育委員会事務局の所管課になりますが、その誤りを防ぐため、受診予定者・受診者の一覧を教育委員会事務局へ定期的に送付し確認を取り、結果発送時に反映します。
※以降の記載では、一律「学校」と表記します。
- ウ 健診結果を示す様式は、任意の様式で可能です。
ただし、次のことを記載します。

<健診結果掲載必須内容>

項目	内容
基本事項	学校名、氏名、カナ氏名、職員番号、年齢、性別、職名、健診の種類、受診日、健診機関名
検査結果	
当日の受診結果	必要検査項目の基準値、個人の結果値、基準値を超えた場合のマーク（*、H、Lなど）、判定結果
過去データがある場合	過去2年分の健診結果（できるだけ今回の受診結果と併記する）
フォローアップ通知等を発行した場合 （9(1)内容ウ参照）	発行したことがわかるように記載（任意）

結果様式内（裏面も含む）でも別紙にしてもよいもの

問診票	「健康診断問診票」（別紙2）の問診票で本人が記載済みのものを電子化した任意の様式
基準値の説明など	検査項目の説明と基準値を下回る又は上回る場合の状況（想定される疾病や症状の例など）と簡易なセルフケア方法

9 結果報告書

(1) 個人あて

内容	ア 個人健診結果（判定は、第1分類判定及び総合判定のみ表示してください。） イ 教育委員会事務局が指定するもの（A4 2枚程度） 「教職員健康相談室の案内」等 ウ 健康診断フォローアップ通知書又は健康診断フォローアップ通知書兼受診結果報告書（以下、「フォローアップ通知等」という。） 留意事項2の対象者に対し、個人健診結果と同時に発行します。 エ ア、イ、ウを同封し、氏名・職員番号・学校名だけがわかるようにした封筒に入れ封印します。<u>なお、ウについては、ア、イと同封でも、別封筒でも可としますが、封筒に封入する扱いとします。</u>
送付先	学校ごとにまとめて、各学校へ送付（(2) 学校あて参照）します。
期日	受診日から1か月以内とします。
留意事項1	◆各封筒には、本人のものだけを封入し、封筒の外側からは健診結果等がわからないようにするなど、誤封入に厳重に注意し個人情報保護を厳守します。
留意事項2	◆フォローアップ通知書等について （目的） 健康診断の結果、フォローアップが必要な職員に対し、受診勧奨を行い、治療状況等の報告を求めるなど、職員の健康管理に役立てるためのものです。 （対象者） 横浜市教育委員会健診基準表に基づき、 ア 総合判定が「E」又は「D」の場合 健康診断フォローアップ通知書兼受診結果報告書 イ 総合判定が「C」の場合 健康診断フォローアップ通知書 を発行します。

	(内容) - 健康診断フォローアップ通知書兼受診結果報告書 (参考１)のとおりに、氏名、性別、健診日、学校名、職員番号、年齢、総合判定、受診が必要な項目等を記載し、受診結果報告書の提出についての案内、受診についての注意事項等を記載します。また、本人記入欄(受診年月日、医療機関名、受診の状況、病名・所見、検査結果、受診結果等を記載する欄)を設けます。 - 健康診断フォローアップ通知書 (参考２)のとおりに、氏名、性別、健診日、学校名、職員番号、年齢、総合判定、受診が必要な項目を記載します。また、受診についての注意事項等を記載します。 (その他) - 原則としてA４サイズとします。 - なお、(参考１)(参考２)の内容を含むものであれば、健診機関の任意の様式も可とします(枚数も任意)。
--	---

(2) 学校あて

内容	ア 当該学校に所属する職員ごとに封印された個人健診結果等 (判定は、第１分類判定及び総合判定のみ表示してください。) イ 当該学校に所属する職員ごとに封印されたフォローアップ通知等 (アに同封しない場合) ウ 当該学校に所属する職員ごとの個人健診結果(問診票を除く) (判定は、第１分類判定及び総合判定のみ表示してください。) エ 健康診断フォローアップ書類等の送付について オ 送付文(任意)
送付先	学校ごとにまとめて、各学校へ送付します。
期日	受診日から１か月以内とします。 １週間分等まとめて送付してもかまいません。ただし、その際は最初の受診者の報告が受診日から約１か月以内に当該学校に届くようにします。
留意事項１	◆当該学校に所属する職員をまとめて送付します。 ◆後日確認できるよう、書留等発送結果の確認が取れるような送付方法にします。 ◆あて名(送付文のあて名も同様)は「学校長」とし、親展とします。 ◆送付内容や発送結果がわかるようにしておきます。
留意事項２	◆「健康診断フォローアップ書類等の送付について」について フォローアップ通知等を発行した職員がいる場合に作成し送付します。 (内容) (参考３)のとおりに、フォローアップ通知等を発行した職員名、総合判定、受診日、受診結果報告書の提出依頼等について記載します。 (参考３)の内容を含むものであれば、健診機関の任意の様式も可とします(対象者別でも対象者をまとめた記載でもいずれでも可とします。枚数も任意)。

(3) 教育委員会事務局あて

様式	内容	期日	形式等
様式 1	個人健診結果一覧	受診日から 1 か月以内	電子データ（エクセル）
個人健診結果		受診日から 1 か月以内	紙
様式 2	胸部エックス線未受診者報告書	受診日から 1 か月以内	紙
様式 3	受診者数報告書	翌月末	紙
様式 4	フォローアップ通知等発行リスト	受診日から 1 か月以内	電子データ（エクセル）

電子データは可搬化媒体（CD-R）で提出します。

<留意事項>

様式	留意事項
様式 1	（区分・出力順） 次の①②③の 3 区分とします。出力順は、 ①胸部エックス線未受診者（カナ氏名五十音順） ②胸部エックス線有所見者（判定 E・D 順、カナ氏名五十音順） ③総合判定結果別（総合判定 E・D・C・B・A 順、カナ氏名五十音順） とします。③は、①②の該当者を含みます。 （項目、項目の並び順等） ・各検査項目の結果、問診票の結果は、（様式 1）の項目、並び順を基本とします。 ・受診者 1 名に対し、1 行に各検査項目の結果、問診票の結果が並んだものにしてください。可能な限り項目名等、セルを結合する加工のないものにしてください。 （期日） 原則的に、個人健診結果とともに提出します。 （その他） 全健診終了後、①②③それぞれ、全データをまとめたものを納品してください。
個人健診結果	様式 1 ①②③の順に編さんします。ただし、③は、①②を除きます。
様式 2	（出力順） カナ氏名五十音順 （内容） （様式 2）のとおり、所属、職員番号、カナ氏名、受診日、総合判定、未受診理由、具体的理由等を記載します。 （期日） 個人健診結果に添付して提出します。
様式 3	請求書に添付して提出します。
様式 4	（項目） （様式 4）のとおり、項目は、学校名、職員番号、カナ氏名、性別、健診区分、生年月日、年齢、受診日、総合判定、検査項目別判定結果とします。 （期日） 個人健診結果とともに提出します。

(4) その他

ア 特定健診用問診結果及び検査結果

生活習慣病健康診断対象者については、全国健康保険協会等の保険者から申請があった場合、厚生労働省の定める標準的な電子データファイル仕様（原則、標準コード J L A C 10 付き）に基づき、可搬型媒体（CD-R 等）で依頼機関に直接提供します。保険者への提供にあたり、保険者から受診者の保険証番号も提供が求められる場合には、受診者が受診申込時に健康保険証の保険証番号を登録する等の方法を取り、保険者番号を受診者から健診機関に提供することとします。健康診断結果の提供方法及びその費用の負担等については、健診機関と健康診断結果の提供先である保険者が別途締結する契約によるものとします。

イ その他

教育委員会事務局からの求めに応じて必要な報告書を提出します。その場合は都度、教育委員会事務局と協議します。

10 健診結果及び胸部エックス線結果の有所見者対応（緊急連絡）

健診の結果、E、胸部有所見者等緊急に対応が必要な場合は次のとおりとします。

	健診結果の有所見者 (胸部エックス線以外)	胸部エックス線有所見者
対象	個別検査項目判定の結果、1つでも「E」に該当した場合、対象とします。	胸部エックス線検査で、胸部が「E」「D」判定と判断された場合、対象とします。 健診機関の医師2名以上で読影し判断します。
連絡	電話で教育委員会事務局へ対象ごとに連絡します。	
対応	対象データを含む個人健診結果を教育委員会事務局へ提出します。 胸部エックス線については、レントゲンデータ（フィルム、CD 等）とスケッチも含みます。 また、健診機関で過去データがある場合はそれも併せて提出します。 個人健診結果の該当検査項目欄に緊急連絡済であることが分かるように記載します。	
期日	連絡は、即日または翌日とします。 対応は、原則として個人健診結果を受診日から1週間以内に送付します。	

11 健診実施の流れ 《胸部精密検査》

(1) 対象者

健康診断の結果、胸部の判定がE、Dの職員

(2) 受診日時の調整

個人あて個人健診結果と同時に送付した「健康診断フォローアップ通知書兼受診結果報告書」等に基づき、職員本人から健診機関に胸部精密検査の予約申込みを行います。申し込みがあった場合、健診機関は、本人と健診日時等の調整、当日の案内を行います。予約の変更についても、同様に対応します。

(3) 胸部精密検査の実施

ア 受診日当日は、健診機関の健診の流れに従い、本人を誘導します。

イ 診察、一次検査結果等に基づき、健診機関の判断で胸部精密検査を実施します。必要に応じて、①胸部エックス線直接撮影②CT スキャン検査を実施します。

(4) 健診結果

健診結果を示す様式は、任意の様式で可能です。

ただし、次のことを記載します。

＜健診結果掲載必須内容＞

項目	内容
基本事項	学校名、氏名、カナ氏名、職員番号、年齢、性別、職名、健診の種類（胸部精密検査）、受診日、健診機関名
検査結果	・病名、所見（異常所見なし、所見あるが心配なし、病名・所見等） ・対応状況（（治療不要（次回健診で可）、経過観察を要する（次回検査時期）、要治療（紹介状発行の有無等））等

(5) 健診結果に対する問い合わせ対応

胸部精密検査の診察内容、所見等についての教育委員会事務局からの問い合わせに対し、医師、看護師、事務等が対応できる体制としてください。

12 結果報告書 〈胸部精密検査〉

(1) 個人あて

内容	ア 個人健診結果（胸部精密検査） イ アを、氏名・職員番号・学校名だけがわかるようにした封筒に入れ封印します。
送付先	学校ごとにまとめて、各学校へ送付します。
期日	受診日から1か月以内とします。
留意事項	◆各封筒には、本人のものだけを封入し、封筒の外側からは健診結果等がわからないようにするなど、誤封入に厳重に注意し個人情報保護を厳守します。

(2) 教育委員会事務局あて

様式	内容	期日	形式等
様式5	個人健診結果一覧 （胸部精密検査）	受診日から1か月以内	電子データ（エクセル）
	個人健診結果（胸部精密検査）	受診日から1か月以内	紙
様式3 9(3)再掲	受診者数報告書	翌月末	紙

＜留意事項＞

様式	留意事項
様式5	（項目、項目の並び順） ・（様式5）の項目、並び順を基本とします。 ・受診者1名に対し、1行に検査結果が並んだものにしてください。項目名等、セルを結合する加工のないものにしてください。 （期日） 個人健診結果（胸部精密検査）とともに提出します。
個人健診結果 （胸部精密検査）	様式5の順に編さんします。
様式3	請求書に添付して提出します。9(3)再掲

13 費用等

(1) 委託費用の請求

委託費用は実績払いとし、月末締め翌月末までに、(様式3)とともに教育委員会事務局に請求します。
代金の合計に消費税相当額を計上します。

(2) 教育委員会事務局並びに各学校等への提出物及び連絡に係る費用(媒体、送料、通信料等) 健診機関の負担とします。

例) 学校あて: 結果報告書一式等

教育委員会事務局あて: 結果報告書一式、請求に係る書類一式、胸部エックス線等検査データ等

(3) 契約外検査及び診断書等作成費用

契約外の検査及び健診結果の証明は行いません。

ただし、受診者から要望があった場合は、教育委員会事務局とその都度協議します。やむを得ないと判断した場合は、実施した検査及び証明書の発行に伴う費用は受診者負担とします。

14 法令遵守について

健診機関は、本件業務を履行するに当たって関係法令に従って行わなければなりません。

15 個人データ保護について

個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例・個人情報取扱特記事項、その他関連法令等を遵守し、受診者に係るデータ等について、その保護と取扱に最大限注意を払い、個人情報保護に努めなければなりません。

16 健診結果等の保存、廃棄

健診機関は、各種健康診断の結果の記録、エックス線データ及び心電図記録等を診療情報として法定年限保存し、教育委員会事務局の要請により、契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにしなければなりません。なお、法定年限を経過したものについては、廃棄するものとし、切断、塗りつぶし等判読及び復元を不可能にする措置を講じなければなりません。

17 受診者の安全確保上の問題への対応

(1) 健診機関は、次に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を口頭により教育委員会事務局に報告し、遅滞なく当該事案の詳細を書面により報告し、その後の対応を含め、全て教育委員会事務局と協議し、指示を受けます。

ア 本件業務の実施に関わる事故

イ 受診者の個人情報の漏えい、滅失又は棄損

ウ 本件業務に係るデータの管理システムに関する障害

エ その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

(2) 健診機関は、前項(1)その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに当該事案の内容、経緯、被害状況等を教育委員会事務局に報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する教育委員会事務局の指示に従うものとします。

(3) 健診機関は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む)等の措置を教育委員会事務局と協力して講じるものとします。

令和4年度 会計年度任用職員健康診断の内容

区分	週 20 時間以内で勤務する 会計年度任用職員 全年齢 (A)	週 20 時間を超えて勤務する 会計年度任用職員 38 歳以下(35 歳除く) (B)	週 20 時間を超えて勤務する 会計年度任用職員 35 歳、39 歳以上 (C)
検 査 内 容	1 身体計測 (1) 身長・体重・BMI (2) 視力 (3) 聴力(会話域) 2 診察 (1) 問診 (2) 聴打診 3 胸部エックス線直接撮影 4 血圧測定 5 尿検査 (1) 尿糖 (2) 尿蛋白	1 身体計測 (1) 身長・体重・BMI (2) 視力 (3) 聴力(会話域) 2 診察 (1) 問診 (2) 聴打診 3 胸部エックス線直接撮影 4 血圧測定 5 尿検査 (1) 尿糖 (2) 尿蛋白 6 血液検査 (1) 赤血球数 (2) ヘマトクリット値 (3) 血色素量 7 肝機能検査 (1) GOT (AST) (2) GPT (ALT) (3) γ -GTP 8 血中脂質検査 (1) HDL コレステロール (2) LDL コレステロール (3) LH 比 (4) トリグリセライド(TG) 9 血糖検査 (1) 随時血糖 (2) HbA1c	1 身体計測 (1) 身長・体重・BMI (2) 腹囲 (3) 視力 (4) 聴力(オーディオメータ: 1000Hz・30dB、4000Hz・40dB) 2 診察 (1) 問診 (2) 聴打診 3 胸部エックス線直接撮影 4 血圧測定 5 心電図 6 眼底検査(両眼、無散瞳) 7 尿検査 (1) 尿糖 (2) 尿蛋白 8 血液検査 (1) 赤血球数 (2) ヘマトクリット値 (3) 血色素量 9 肝機能検査 (1) GOT (AST) (2) GPT (ALT) (3) γ -GTP 10 血中脂質検査 (1) HDLコレステロール (2) LDLコレステロール (3) LH比 (4) トリグリセライド(TG) 11 血糖検査 (1) 随時血糖 (2) HbA1c 12 腎機能検査 (1) クレアチニン ————— オプション検診 ————— ※オプション検診のみの受診は不可。 13 胃検診(エックス線直接撮影) 対象者:35、40 歳以上の希望者
胸 部 精 密 検 査	1 胸部エックス線直接撮影、CTスキャン検査 対象者:一次検査で要精検であった者 実施日:後日	1 胸部エックス線直接撮影、CTスキャン検査 対象者:一次検査で要精検であった者 実施日:後日	1 胸部エックス線直接撮影、CTスキャン検査 対象者:一次検査で要精検であった者 実施日:後日

令和 4 年度

健康診断問診票

記入年月日 年 月 日

所 属	学校	検査日	年 月 日
職員番号		職種	職名
氏 名		正規 再任用 臨任 育児休業代替任期付職員	校長 副校長 教諭 養護教諭 栄養教諭 栄養職員 事務職員 その他（ ）
生年月日	昭・平 年 月 日（ 歳） 男・女	会計年度任用職員	（ ）

※職種・職名のあてはまるものに○をつけるか、かつこ内に記入してください。

1 健康診断受診前の最終食事時間を記入してください。

年 月 日	午前・午後	時頃
-------	-------	----

2 次の疾患で該当する項目の口にチェックをしてください。
既往歴がある場合はかかった時の年齢も記載してください。

疾患名 他	かかったこと はない	かかった時 の年齢	以前にかかり 治癒	経過観 察中	治療中	放置
1 がん（白血病を含む）	☐	歳	☐	☐	☐	☐
2 脳卒中	☐	歳	☐	☐	☐	☐
3 高血圧	☐	歳	☐	☐	☐	☐
4 心臓病	☐	歳	☐	☐	☐	☐
5 肝臓病	☐	歳	☐	☐	☐	☐
6 腎臓病	☐	歳	☐	☐	☐	☐
7 腎・尿路結石	☐	歳	☐	☐	☐	☐
8 胃・十二指腸潰瘍	☐	歳	☐	☐	☐	☐
9 大腸疾患	☐	歳	☐	☐	☐	☐
10 胆のう炎、胆石	☐	歳	☐	☐	☐	☐
11 貧血	☐	歳	☐	☐	☐	☐
12 結核	☐	歳	☐	☐	☐	☐
13 喘息等呼吸器疾患	☐	歳	☐	☐	☐	☐
14 糖尿病	☐	歳	☐	☐	☐	☐
15 高脂血症	☐	歳	☐	☐	☐	☐
16 痛風	☐	歳	☐	☐	☐	☐
17 関節リウマチ	☐	歳	☐	☐	☐	☐
18 膠原病	☐	歳	☐	☐	☐	☐
19 精神疾患	☐	歳	☐	☐	☐	☐
20 腰痛	☐	歳	☐	☐	☐	☐
21 外傷（障害・欠損を伴う）	☐	歳	☐	☐	☐	☐
22 婦人科疾患（筋腫など）	☐	歳	☐	☐	☐	☐
23 その他（ ）	☐	歳	☐	☐	☐	☐

この問診票は、健康診断の判定のために利用します。

3 最近（2～3か月）該当する症状等があれば各項目に○を記入してください。

頭痛がする、頭が重い	せきやたんが多い	夜間に2回以上トイレに行く
めまいや耳鳴りがする	疲れやすい	のどにつっかえる感じがする
視力が衰えた	食欲がない	のどが渇く
目の奥が痛い	吐き気がする	手、足、顔がむくむ
動悸や息切れがする	下痢しやすい	肩がこる
胸が締めつけられる感じがする	便秘しやすい	その他（ ）

4 次のすべての質問項目についてあてはまる箇所（番号）に○をしてください。【特定健診項目】

質 問 項 目	
1 現在、血圧を下げる薬を服用している。	①はい ②いいえ
2 現在、血糖を下げる薬又はインスリン注射を服用している。	①はい ②いいえ
3 現在、コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用している。	①はい ②いいえ
4 医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがある。	①はい ②いいえ
5 医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがある。	①はい ②いいえ
6 医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
7 医師から、貧血と言われたことがある。	①はい ②いいえ
8 以前、たばこを吸っていたことがある（今はやめた）。	①はい ②いいえ
9 現在、たばこを習慣的に吸っている。	①はい ②いいえ
※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者	
10 20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
11 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している。	①はい ②いいえ
12 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している。	①はい ②いいえ
13 ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
14 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。 ①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない	
15 人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
16 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
17 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。 ①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない	
18 朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
19 お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度 ①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）	
20 飲酒日の1日当たりの飲酒量 ①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上 ※日本酒1合(180ml)の目安：ビール500ml、焼酎(25度)110ml、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	
21 睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
22 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。 ①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6か月以内） ③近いうちに（概ね1か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6か月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6か月以上）	
23 生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば利用しますか。	①はい ②いいえ

判定			検査項目		A（基準値）	B（経過観察）	C（要注意）	D（要受診）	E（至急受診）	
第1分類項目	第2分類項目	第3分類項目								
BMI	肥満	－	BMI		18.5 ～ 24.9	25.0 ～ 29.9	30.0以上	－	－	
	やせ	－				16.0 ～ 18.4	14.0 ～ 15.9	－	13.9以下または体重30kg未満	
腹囲	－	－	腹囲※1	男	85cm未満	85cm以上	－	－	－	
				女	90cm未満	90cm以上				
視力	－	－	視力		1.0以上	0.7 ～ 0.9	0.6以下	－	－	
聴力	1000Z	－	聴力		所見認めず	－	所見有り受診が必要	－	－	
	4000Z	－								
	会話域	－								
循環器	血圧	－	血圧	収縮期	129 以下	130 ～ 139	140 ～ 159	160 ～ 199	200 以上	
	拡張期			84 以下	85 ～ 89	90 ～ 99	100 ～ 119	120 以上		
	心電図		心電図※2	所見認めず		所見あるが受診不要	－	所見有り受診が必要	所見有り至急受診が必要	
眼底	－	－	眼底検査※6		所見認めず	所見あるが受診不要	所見あり受診が必要	－	－	
脂質	HDL C	－	HDLコレステロール		40 ～ 119	35 ～ 39	120以上 34 以下	－	－	
	LDL C	－	LDLコレステロール		119 以下	120 ～ 139	140 ～ 179	180 以上	－	
	－	－	LH 比		LDLコレステロール÷HDLコレステロールで算出する。参考値として1.5以下を目標とする。					
	TG	－	中性脂肪		149以下	150 ～ 299	300 ～ 499	500 ～ 999	1,000 以上	
肝機能	肝機能	AST	AST（GOT）		30 以下	31 ～ 49	50 ～ 99	100 ～ 299	300 以上	
		ALT	ALT（GPT）		30 以下	31 ～ 49	50 ～ 99	100 ～ 299	300 以上	
		γGTP	γ-GTP		50 以下	51 ～ 100	101 ～ 199	200 ～ 499	500 以上	
尿酸	－	－	尿酸		2.0 ～ 7.0	7.1 ～ 8.9 1.9 以下	9.0 以上	－	－	
血液	貧血	Hb	血色素量※3	男	13.1 ～ 16.3	16.4 ～ 18.0 12.1 ～ 13.0	18.1 ～ 19.0 9.0 ～ 12.0	19.1 以上 7.1 ～ 8.9	－ 7.0 以下	
				女	12.1 ～ 14.5	14.6 ～ 16.0 11.1 ～ 12.0	16.1 ～ 17.0 9.0 ～ 11.0	17.1 以上 6.1 ～ 8.9	－ 6.0 以下	
		HT	ヘマトクリット	男	38.5以上	35.2 ～ 38.4	27.1 ～ 35.1	27.0 以下	－	
				女	35.5以上	32.4 ～ 35.4	23.1 ～ 32.3	23.0 以下	－	
	多血等	RBC	赤血球数	男	420 ～ 550	551 ～ 599 331 ～ 419	600 ～ 650 300 ～ 330	651 以上 251 ～ 299	－ 250 以下	
				女	390 ～ 510	511 ～ 550 281 ～ 389	551 ～ 600 250 ～ 280	601 以上 201 ～ 249	－ 200 以下	
		白血球	－	白血球数	3,100 ～ 8,400	8,401 ～ 9,999 3,001 ～ 3,099	10,000 ～ 19,999 2,001 ～ 3,000	－	20,000 以上 2,000 以下	
	腎機能	BUN	－	尿素窒素		8.0 ～ 20.9	21.0 ～ 29.9 7.9以下	30.0 ～ 39.9	40.0 以上	－
		Cr		クレアチニン	男	1.00 以下	1.01 ～ 1.29	－	1.30 以上	－
					女	0.70 以下	0.71 ～ 0.99	－	1.00 以上	－
尿	尿蛋白	－	尿蛋白		陰性	(±、+)	(2+以上)	－	－	
	尿潜血		尿潜血							
	尿糖		尿糖							
糖代謝	GLU	－	随時血糖※4		50 ～ 139	140～199	－	200～399	400 以上 50 未満	
	HbA1c	－	HbA1c（NGSP）		5.5以下	5.6 ～ 5.9	6.0 ～ 6.9	7.0 ～ 10.9	11.0 以上	
胸部	－	－	胸部エックス線※5		所見認めず	所見あるが受診不要	－	所見有り受診が必要	所見有り至急受診が必要	
内科診察	－	－	内科診察		所見認めず	所見あるが受診不要	－	所見有り受診が必要	所見有り至急受診が必要	
便潜血	－	－	便潜血		陰性	－	陽性	－	－	
胃部	－	－	胃部エックス線※6		所見認めず	所見あるが受診不要	所見有り受診が必要	－	－	
婦人科	子宮	－	子宮・乳房 ※6		所見認めず	所見あるが受診不要	所見有り受診が必要	－	－	
	乳房	－								

判定について

- 第1分類項目、第2分類項目、第3分類項目ごとにA～Eの判定をする。
 - 第1分類項目、第2分類項目は、各検査項目のもっとも重い判定結果とする。
 - 貧血は、Hb、HT、RBCの黄色のセルのもっとも重い判定とする。多血等は、Hb、RBCのピンク色のセルのもっとも重い判定結果とする。
- ※1 腹囲については、35歳・39歳以上を対象とする。ただし次の場合は対象外とする。
・妊娠中
・BMI20未満の者
・BMI22未満で自ら腹囲を測定しその値を申告した者
- ※2 心電図については、被検者の背景（家族歴、既往歴、服薬、問診表等）を勘案し健診機関の専門医が判定する。
- ※3 血色素量については、前年度結果より2.0以上低下し、かつ、男性（12.1から13.0）、女性（11.1から12.0）に該当する場合は、C判定とする。
- ※4 随時血糖については、食事時間が10時間以上空いた場合は、空腹時血糖と表示か、またはマークなどで表示する。（任意）
- ※5 胸部エックス線については、結核の可能性が認められる有所見者などをEとし、それ以外の受診が必要な有所見者をDとする。
- ※6 眼底検査、胃部エックス線、婦人科については、健診機関の専門医などが判読し、総合的に判断する。
- ※7 その他：血小板・ビリルビン・MCV等の血液検査及び便潜血・尿潜血について等で、医師が何らかの措置が必要と判断した場合、連絡する（その結果については、その都度産業医が対応する。）

				A（基準値）	B（経過観察）	C（要注意）	D（要受診）	E（至急受診）
総合判定				個別検査項目がAのみの場合	各判定に1つでもBがある場合 (C、D、Eがあればその判定とします) 生活習慣の改善などが必要	各判定に1つでもCがある場合 (D、Eがあればその判定とします) 再検査などが必要	各判定に1つでもDがある場合 (Eがあればその判定とします) 精密検査や治療などが必要	各判定に1つでもEがある場合 すぐに受診し治療が必要

健康診断受診にあたっての注意事項

1 健診項目一部未受診の場合取扱いについて

- 原則として、健診日にすべての健診項目を受診してください。
- 健診日に受診しない項目（胸部エックス線等）がある場合は、**ご自分で医療機関を受診（自費）してください**（令和4年4月から令和5年3月中旬までに要受診）。
- 後日、一部未受診者に一律に、教職員健康相談室から学校長を通じて受診結果報告を依頼しますのでご了承ください。
- 結果については、医療機関発行の文書（健診日、検査内容、健診結果、医療機関名、医師名が記載されているもの、診断書等）の写しを添付して報告していただくことになります。
- 令和元年度から医療機関発行の文書の添付が必要となっておりますのでご注意ください。
- 特に、胸部エックス線検査を毎年受診し異常所見がないことを確認することは、結核の早期発見・早期対応の観点から、個人だけでなく学校全体の健康管理において非常に重要です。
- 健診日にすべての項目を受診できるよう受診日の調整をお願いします。
- なお、妊娠が確定した場合は、胸部エックス線検査の受診は不要です。その旨、受診結果報告書に記載してください。
- 妊娠の可能性がないことが判明した場合は、妊娠の可能性がない期間（生理中等）に、ご自分で医療機関を受診（自費）し、結果を報告してください。

2 食事について

【A区分の方】

健康診断前日、当日の食事制限は特にありません。

【B・C区分の方】

		前日	当日	
		夕食	朝食	昼食
胃がん検診(※) 受ける方		食事は午後9時までに摂取 油もの・卵・牛乳・アルコール ✕ 水は就寝前まで ○	食べ物・飲み物 ✕ 水のみ、検査の3時間前までコップ1杯(180cc)程度可 タバコ ✕（健診が済むまで）	
胃がん検診(※) 受けない方	午前 受診の方	軽い食事、油もの ▲ 水 ○ アルコール ✕	軽い食事、油もの ▲ 水 ○ タバコ ✕（健診が済むまで）	普段の食事
	午後 受診の方	普段の食事	軽い食事、油もの ▲ 水 ○ タバコ ✕（健診が済むまで）	軽い食事、油もの ▲ 水 ○ タバコ ✕（健診が済むまで）

※胃がん検診はオプション検診となります。

3 健診項目

A 区分	身体計測、診察、胸部エックス線直接撮影、血圧測定、尿検査
B 区分	身体計測、診察、胸部エックス線直接撮影、血圧測定、尿検査、血液検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査
C 区分	身体計測、診察、胸部エックス線直接撮影、血圧測定、心電図、眼底検査、尿検査、血液検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、腎機能検査 オプション（胃がん（35歳、39歳以上））

4 その他

- （C区分対象者のみ）眼底検査を実施する際は、眼鏡・コンタクトレンズは外しての受診となるため、保管用のケースを持参してください。また、使い捨て（ディスポーザブル）タイプのコンタクトレンズ使用者は、検査当日は検査終了まで眼鏡等を使用してください。

問合せ先 教職員労務課厚生係・健康相談室
電話 671-4638

個人健診結果一覧

様式 1

学校コード	区名	学校名	職員番号	個人健診番号	氏名	フリガナ	性別	健診区分	生年月日	職名	年齢	受診日	総合判定	判定BMI	判定腹囲	判定視力	判定聴力	判定循環器	判定眼底	判定脂質	判定肝機能	判定尿酸	判定血液	判定腎機能	判定尿	判定糖代謝	判定便潜血	判定胸部	判定胃部	判定婦人科	判定内科診察	診察所見	身長	体重	BMI	腹囲	視力右	視力左	聴力1KHz右	聴力1KHz左	聴力4KHz右	聴力4KHz左	会話聴力	

受診者1名に対し、1行の範囲内であれば、1つの検査項目に対して複数のセルを使用して結果を記載しても構いません。
 また、健診機関の定めによる項目を追加しても構いません。
 ※問診票(既往歴)の結果については、既往歴のある疾患名について、できるだけ、「疾患名」「かかった時の年齢」「状態」をそれぞれ1つのセルを使用して記載してください。(記載を省略しています。)
 ※問診票(自覚症状)の結果については、できるだけ、1つの質問項目に対し、1つのセルを使用してください。(記載を省略しています。)
 ※問診票(特定健診項目)の結果については、1つの質問項目に対し、1つのセルを使用してください。(記載を省略しています。)

判定心電図	判定脂質HDL C	判定脂質LDL C	判定脂質TG	判定肝機能AST	判定肝機能ALT	判定肝機能γGTP	判定肝機能ALP	判定血液貧血	判定血液多血等	判定血液白血球	判定血液Hb	判定血液HT	判定血液RBC	判定腎機能BUN	判定腎機能Cr	判定腎機能eGFR	判定尿尿蛋白	判定尿尿潜血	判定尿尿糖	判定糖代謝GLU	判定糖代謝HbA1c	判定子宮	判定乳房

胸部エックス線未受診者報告書

令和 年 月 日～ 月 日受診分

健診機関名

所属	職員番号	カナ氏名	受診年月日	総合判定	未受診理由	未受診理由オ の場合の具体的理由
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	
					ア イ ウ エ オ	

未受診理由分類

- ア 妊娠中
- イ 妊娠の可能性がある
- ウ 他の医療機関・健診機関で受けた(今年度内に受け・結果を報告できること)
- エ 他の医療機関・健診機関で受ける予定である(今年度内に受け・結果を報告できること)
- オ その他(この場合は具体的に理由を記載する)

令和 年 月 日

令和 年 月分 会計年度任用職員
健康診断受診者数報告書所在地
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり、令和 年 月分の受診者数を報告します。

健 診 区 分	人 数
A	
B	
C	
胃検診	
胸部精密検査	
診察	
胸部エックス線直接撮影	
CTスキャン検査	

健康診断フォローアップ通知書兼受診結果報告書（会計年度任用職員）

定期健康診断の結果、医療機関への受診が必要な状況です。（教育委員会→ご本人宛）

学校名	〇〇小学校	職員番号	1234567	健診日	R4.7.31
氏名	〇〇 〇〇 様	生年月日	1974.1.1	年齢	48歳
総合判定	D	受診が必要な項目 (D・Eの項目)	脂質、肝機能		

速やかに受診し、必要な医療を受けることをお勧めします。かかりつけ医等医療機関はどこでも構いませんが、既に治療中の方は、結果を主治医にも報告してください。受診に際し医療保険の適用となり自己負担があります。また、受診時は健康保険証・定期健康診断結果通知をお持ちください。診察科に迷う場合は、教職員健康相談室にご相談ください。

（なお、「受診が必要な項目」が「胸部エックス線」の場合、別途、教職員健康相談室から連絡がありますので、その指示に従ってください。）

受診等の結果は次のとおりです。（ご本人→教育委員会宛）

お手元に届いてから 1か月以内に結果（受診中の方は直近の結果）をご自身で記入し、学校メール便にて、「教職員健康相談室」あてに送付してください。なお、受診の結果、「結核」等の感染性の疾患であることがわかった場合には、速やかに教職員健康相談室に報告してください。

「受診が必要な項目」が複数ある場合は、本用紙をコピーする等、それぞれの項目の受診結果を報告してください。

《本人記入欄》※わかる範囲で記入、又は該当箇所には○をお願いします。

受診年月日	年 月 日
医療機関名	
受診状況	① 今回初めて受診 ② 以前から通院している ③ 治療を中断していたが再開した ④ その他（ ）
病名・所見	① 異常なし ② 病名・所見（ ）
検査結果 (コピー等でも可)	
受診結果	① 治療なし ② 定期的に検査（治療の必要はないが）次回 月頃予定 ③ 治療中： ア 内 服（薬の名称 ） イ 注 射（薬の名称 ） ウ その他（ ） ④ その他（ ）
その他 (ご連絡事項等)	

教育委員会
産業医確認欄

【担当】教職員健康相談室
6 7 1 - 4 6 3 8

健康診断フォローアップ通知書（会計年度任用職員）

学校名	〇〇小学校	職員番号	1234567	健診日	R4.7.31
氏名	〇〇 〇〇 様	生年月日	1974.1.1	年齢	48歳
総合判定	C	受診が必要な項目 (Cの項目)	脂質、肝機能		

健診の結果、医療機関への受診が必要な状況です。

- ★健診の結果、上記の検査項目で再検査等が必要な状況でした。必ず医療機関を受診してください。また、健診機関からも指示（コメント）がある場合には、それに従い生活習慣の見直しや適切な医療を受ける等健康管理を行ってください。
- ★すでに通院中の方は、受診を継続し主治医にこの結果を報告して指示を受けてください。
- ★受診についての注意
 - (1) 医療機関受診は健康保険の適応になります。
 - (2) 受診の際は、健康保険証・定期健康診断結果報告書を持参してください。
- ★受診後に教職員健康相談室に提出すべき書類はありません。

生活習慣病を予防し健康寿命を延ばそう！

生活習慣病とは、**食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣**がその発症・進行に深く関与する病気の総称をいいます。生活習慣病には、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心臓病、脳血管疾患などがありますが、これらを放置しておくとし、動脈硬化が急速に進み、循環器病やその他重症の合併症に進展するおそれがあります。そのような状態にならないために、生活習慣病の予防が大切になります。

不健康な生活習慣

不適切な食生活／運動不足／ストレス／喫煙／過度の飲酒

生活習慣病

メタボリックシンドローム／糖尿病／高血圧／脂質異常症

重症化・合併症

心筋梗塞／脳卒中／糖尿病合併症（人工透析、失明など）

要介護状態

半身麻痺／ねたきり／認知症など

【担当】教職員健康相談室
671-4638

学校長

健康診断フォローアップ書類等の送付について

健康診断の結果、医療機関の受診等が必要な教職員がいます。

貴校の下記教職員は、専門医や主治医を受診し、精密検査や治療を受ける必要があります。対象者には本人宛に健康診断フォローアップ書類を送付しています。

医療機関での受診や産業医等による健康相談の希望がありましたらご配慮くださいますようお願いいたします。

1 対象者等

職員番号	氏名	カナ氏名	総合判定	受診日
1234567	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	E：緊急受診	2022/7/30
7654321	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	C：要受診	2022/7/31

2 提出書類

総合判定がE、Dの場合、該当職員に「受診結果報告書」の提出を依頼しています。

(本人に直接送付しています。)

※総合判定がCの場合、「受診結果報告書」は送付しておらず、その他書類の提出も不要です。

3 受診結果報告書の提出時期

本通知文受領後、おおむね1か月以内

4 提出先

教職員健康相談室

【担当】教職員健康相談室

6 7 1 - 4 6 3 8

健康診断フォローアップ通知書兼受診結果報告書（会計年度任用職員）

定期健康診断の結果、医療機関への受診が必要な状況です。（教育委員会→ご本人宛）

学校名	〇〇小学校	職員番号	1234567	健診日	R4.7.31
氏名	〇〇 〇〇 様	生年月日	1974.1.1	年齢	48歳
総合判定	D	受診が必要な項目 (D・Eの項目)	脂質、肝機能		

速やかに受診し、必要な医療を受けることをお勧めします。かかりつけ医等医療機関はどこでも構いませんが、既に治療中の方は、結果を主治医にも報告してください。受診に際し医療保険の適用となり自己負担があります。また、受診時は健康保険証・定期健康診断結果通知をお持ちください。診察科に迷う場合は、教職員健康相談室にご相談ください。

（なお、「受診が必要な項目」が「胸部エックス線」の場合、別途、教職員健康相談室から連絡がありますので、その指示に従ってください。）

受診等の結果は次のとおりです。（ご本人→教育委員会宛）

お手元に届いてから 1か月以内に結果（受診中の方は直近の結果）をご自身で記入し、学校メール便にて、「教職員健康相談室」あてに送付してください。なお、受診の結果、「結核」等の感染性の疾患であることがわかった場合には、速やかに教職員健康相談室に報告してください。

「受診が必要な項目」が複数ある場合は、本用紙をコピーする等、それぞれの項目の受診結果を報告してください。

《本人記入欄》※わかる範囲で記入、又は該当箇所には○をお願いします。

受診年月日	年 月 日
医療機関名	
受診状況	① 今回初めて受診 ② 以前から通院している ③ 治療を中断していたが再開した ④ その他（ ）
病名・所見	① 異常なし ② 病名・所見（ ）
検査結果 (コピー等でも可)	
受診結果	① 治療なし ② 定期的に検査（治療の必要はないが）次回 月頃予定 ③ 治療中： ア 内服（薬の名称 ） イ 注射（薬の名称 ） ウ その他（ ） ④ その他（ ）
その他 (ご連絡事項等)	

教育委員会
産業医確認欄

【担当】教職員健康相談室
671-4638

健康診断フォローアップ通知書（会計年度任用職員）

学校名	〇〇小学校	職員番号	1234567	健診日	R4.7.31
氏 名	〇〇 〇〇 様	生年月日	1974.1.1	年 齢	48 歳
総合判定	C	受診が必要な項目 (Cの項目)	脂質、肝機能		

健診の結果、医療機関への受診が必要な状況です。

- ★健診の結果、上記の検査項目で再検査等が必要な状況でした。必ず医療機関を受診してください。また、健診機関からも指示（コメント）がある場合には、それに従い生活習慣の見直しや適切な医療を受ける等健康管理を行ってください。
- ★すでに通院中の方は、受診を継続し主治医にこの結果を報告して指示を受けてください。
- ★受診についての注意
 - (1) 医療機関受診は健康保険の適応になります。
 - (2) 受診の際は、健康保険証・定期健康診断結果報告書を持参してください。
- ★受診後に教職員健康相談室に提出すべき書類はありません。

生活習慣病を予防し健康寿命を延ばそう！

生活習慣病とは、**食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣**がその発症・進行に深く関与する病気の総称をいいます。生活習慣病には、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心臓病、脳血管疾患などがありますが、これらを放置しておく、と、動脈硬化が急速に進み、循環器病やその他重症の合併症に進展するおそれがあります。そのような状態にならないために、生活習慣病の予防が大切になります。

不健康な生活習慣

不適切な食生活／運動不足／ストレス／喫煙／過度の飲酒

生活習慣病

メタボリックシンドローム／糖尿病／高血圧／脂質異常症

重症化・合併症

心筋梗塞／脳卒中／糖尿病合併症（人工透析、失明など）

要介護状態

半身麻痺／ねたきり／認知症など

【担当】教職員健康相談室
6 7 1 - 4 6 3 8

学校長

健康診断フォローアップ書類等の送付について

健康診断の結果、医療機関の受診等が必要な教職員がいます。

貴校の下記教職員は、専門医や主治医を受診し、精密検査や治療を受ける必要があります。対象者には本人宛に健康診断フォローアップ書類を送付しています。

医療機関での受診や産業医等による健康相談の希望がありましたらご配慮くださいますようお願いいたします。

1 対象者等

職員番号	氏名	カナ氏名	総合判定	受診日
1234567	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	E：緊急受診	2022/7/30
7654321	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	C：要受診	2022/7/31

2 提出書類

総合判定がE、Dの場合、該当職員に「受診結果報告書」の提出を依頼しています。

(本人に直接送付しています。)

※総合判定がCの場合、「受診結果報告書」は送付しておらず、その他書類の提出も不要です。

3 受診結果報告書の提出時期

本通知文受領後、おおむね1か月以内

4 提出先

教職員健康相談室

【担当】教職員健康相談室

6 7 1 - 4 6 3 8

委託契約書

100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円

1 委託名 令和4年度 会計年度任用職員健康診断

2 履行場所 委託先健診会場

3 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで

4 契約代金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

☐ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

☐ 免税業者

5 契約区分 ☐ 確定契約〔前金払 ☐ しない ☐ する〕

☒ 概算契約〔概算払 ☒ しない ☐ する〕

6 部分払 ☐ しない ☒ する（12回以内）

7 部分払の基準 ☒ 以下のとおり ☐ 設計図書のとおり

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価（円）	金額（円）
健診業務	4月～3月	(12)	回		

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

8 契約代金の支払場所 ☒ 横浜市指定金融機関（市庁内） ☐ 横浜市水道局出納取扱金融機関 ☐ 横浜市交通局出納取扱金融機関

9 契約保証金 ☒ 免除 ☐ 円

10 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者_____とは、
おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって
委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市本町6丁目50番地の10
横浜市
契約事務受任者
横浜市教育委員会 教育次長

印

受託者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第 委託者が定める。
第36条又は第36条の
2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を聴
39条、第40条又は第 いて定める。
42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

質 問 書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

契約件名 令和4年度 会計年度任用職員健康診断

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

項目（ページ数等）	質 問 内 容

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、「発注情報詳細」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、教職員労務課へ持参又は書留郵便もしくは電子メールで送信すること。

なお、持参以外は提出した旨を教職員労務課へ必ず電話で連絡すること。

年 月 日

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和3年12月17日

種目名 345事務業務の委託 E健康診断

	件 名
1	令和4年度 会計年度任用職員健康診断
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

(注意) 種目別に提出してください。

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

入札（見積）書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 令和 4 年度 会計年度任用職員健康診断

(注意)

入札（見積）書には、消費税法第 9 条第 1 項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

- 1 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 2 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成 20 年 3 月水道局規程第 7 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成 20 年 3 月交通局規程第 11 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。